

ご存知ですか？ 避難勧告・避難指示



市では、大雨による河川水位の上昇や津波警報などの発表により、避難が必要と判断した場合には、市長からみなさんに「避難勧告」や「避難指示」といった避難情報を発令する場合があります。

避難情報が発令された場合には、避難行動を開始するなど、みなさんの身の安全を第一に考えて、適切な行動をとってください。

総務課防災対策室 ☎⑤ 1 1 1 8

避難準備情報

危険予想地域の住民に対し、避難のための準備と事態の周知を行う場合に発令します。高齢者や小さな子ども、身体の不自由なかなたなどの避難に時間を要するかた（災害時要援護者）は、この段階で避難行動を開始してください。

▼みなさんがとるべき行動

いつでも避難できるように避難の準備をするとともに、災害時要援護者への避難支援を始めてください。

避難勧告

避難勧告は、大雨による河川水位の上昇や台風などにより、人的な被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。指定された避難場所などの安全な場所への避難を勧めるために発令するものです。

▼みなさんがとるべき行動

お互いに助け合い、指定された避難場所や安全な場所に速やかに避難を始めましょう。緊急車両の妨げになりますので、自動車による避難はできるだけやめましょう。

避難指示

避難指示は、より切迫した状況で、避難勧告のときよりもさらに危険性が高まった場合や、すでに人的な被害が発生した場合に発令されます。図1からもお分かりいただけます。

▼みなさんがとるべき行動

直ちに指定避難所や一時立ち退き場所など、安全な場所に避難しましょう。洪水・津波の場合には、より高い場所へ避難することが重要です。

避難時のポイント

■思いやりの心を持って
お年寄りや小さな子どもを優先し、地域の人みんなで声を掛け合うなど、協力し合って避難しましょう。

■避難経路を確認

避難をするときには、氾濫の恐れのある川沿いや、急傾斜地、がけ地といった崩落の危険性がある場所などは避けましょう。
また、避難経路を事前に確認しておくと安心です。

図1 避難指示・避難勧告・避難準備情報の類型

避難情報	住民に求める行動	危険度
避難指示	●避難勧告などの発令後で避難中のかたは、確実な避難行動を直ちに完了 ●まだ避難していないかたは、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	強
避難勧告	●通常の避難行動ができるかたは、計画された避難場所などへの避難行動を開始	
避難準備情報	●要援護者など、特に避難行動に時間を要するかたは、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外のかたは、家族などとの連絡、非常用持出品の用意など、避難準備を開始	弱